

# 神奈川県新規就農者育成方針

神奈川県環境農政局農水産部

## 1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

### (1) 課題

- 2020 農林業センサスの結果によると、本県の農業経営体数は 11,402 で、5 年前と比較して減少率は 17.4% となった。
- 基幹的農業従事者は 5 年前の 20,901 人から 4,446 人減少し、減少率は 21.3 パーセントとなった。また、65 歳以上の割合は 64.9% で、5 年前と比べて 3.6 ポイント上昇しており、担い手の減少に加えて高齢化も進んでいる。
- このまま担い手の減少及び高齢化が続くと、本県農業が衰退し、県民の身近で営まれるメリットを生かした地産地消が立ち行かなくなる可能性がある。

### (2) 目標

- 県民の身近で営まれる都市農業のメリットを最大限に生かし、安定的に県産農畜産物を消費者に提供するため、意欲ある持続可能な経営体を確保する。
- 新規就農段階からの体系的な支援により、若手生産者等を経営感覚の優れた経営者に育成する。

## 数値目標（かながわ農業活性化指針（平成 29 年度～令和 8 年度））

項目／年度	基準値 平成 27 年度	目標値 令和 8 年度
新規参入者・法人数	新規参入者 38 人／年 新規参入法人 4 法人／年	新規参入者 45 人／年 新規参入法人 5 法人／年

## 2 新規就農者に対するサポート内容

### (1) 新規就農希望者に対する支援

#### ア 就農相談窓口

神奈川県立かながわ農業アカデミーにワンストップ相談窓口を設置して、就農希望者の相談を受ける。

#### イ 各種研修・学習

- 神奈川県立かながわ農業アカデミーにおいて、農業に関心があり、神奈川県内で将来就農・新規参入することを検討している方を対象とした新規就農者育成研修（農業体験コース・農福連携コース）を実施する。
- 神奈川県立かながわ農業アカデミーにおいて、2 年制の生産技術科と 1 年制の技術専修科において、就農に向けた生産から販売までの実践的な学習を行う。

## ウ 情報提供・発信

- 県の支援策などの情報をまとめた県ホームページ「就農支援ポータルサイト」により情報提供を行う。
- 就農希望者のニーズやレベルに合わせた、県、市町村、JA 等の支援策全体をマップ化し、県ホームページで周知する。

## エ 財政的支援

知事が定める認定基準を満たす先進農家等の研修機関で研修を受ける研修生に対し、農業次世代人材投資事業・新規就農促進研修支援事業（準備型）及び新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を活用した財政的支援を行う。

## (2) 新規就農者に対する支援

### ア 新規就農者の状況に対応したセミナーの開催・各種支援

- 農業技術センター等の普及指導員が、就農した初期の段階から技術習得状況に応じた研修会や個別の巡回指導などの農業基礎セミナーを実施する。
- 「6次産業化サポートセンター」において、農産物の付加価値を高めることで、所得向上につながる「6次産業化」の支援を行う。
- 神奈川県農業経営・就農支援センターにおいて、農業者が抱える課題に応じて中小企業診断士等の専門家派遣などの個別支援を実施する。
- さらに経営改善に意欲のある就農者に対しては、本県農業の中核を担う農業者へとステップアップするよう、農業経営に関するセミナーの開催や経営目標の作成の支援、その目標の実現に向けた個別相談などを行う。

### イ 営農資金の相談

- 農業経営の規模拡大や新しい取組にチャレンジする農業者を支援するため、農業協同組合や関係機関とともに各種農業制度資金の相談を受ける。
- 農業経営に必要な資金を農協等が融資する場合に、利子補給を実施する。

## ウ 財政的支援

経営開始時に49歳以下の認定新規就農者に対し、農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）を活用した財政的支援を行う。

### エ 新規就農者同士の交流促進

農業技術センター等が開催する新規就農者向けセミナーや、県とJAグループが共催している新規就農者交流会などを通じて、仲間づくりなど、新規農業者同士の情報交換や交流を図る。

3 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく  
都道府県加算ポイントの設定

(1) 都道府県加算ポイント

別表のとおり

(2) 都道府県加算ポイントに過不足が生じた場合の配分方法

ア 都道府県加算ポイントの配分後にポイントが剰余した場合

国共通ポイントと都道府県加算ポイントの合計が高い上位3名の申請者から順に加算する。

ポイント合計上位1位：3点

上位2位：2点

上位3位：1点

(※1) 同順位の者が複数いた場合は、同順位の申請者全員に加算し、その結果、加算ポイントが剰余ポイントを超える場合は加算ポイントを当該順位の者に按分して加算する（小数点以下第1位切捨）。

(※2) 1位から3位まで加算した後もポイントが剰余した場合は、上記の加算を繰り返す。

イ 都道府県加算ポイントの配分後にポイントが不足した場合

国共通ポイントと都道府県加算ポイントの合計が低い下位3名の申請者から順に減算する。

ポイント合計下位1位：－3点

下位2位：－2点

下位3位：－1点

(※1) 同順位の者が複数いた場合は、同順位の申請者全員に減算し、その結果、減算ポイントが不足ポイントを超える場合は不足ポイントを当該順位の者に按分して減算する（小数点以下第1位切上）。

(※2) 減算後もポイントが不足した場合は、上記の減算を繰り返す。

附 則

本方針は、令和4年5月25日より施行する。

本方針は、令和5年1月23日より施行する。

(別表)

		項目	ポイント
1	研修	神奈川県立かながわ農業アカデミーを修了している	2
		神奈川県農業力強化総合支援事業実施要綱に基づき、知事が認定している研修機関等を修了している	2
2	就農時の年齢	30歳未満	3
		30歳以上40歳未満	2
		40歳以上45歳未満	1
3	就農※1	① 青年等就農計画の認定を受けている又は認定の申請が受理され同申請内容で審査予定となっている	1
		② 農地の所有権又は利用権を有している	2
		③ ①②の両方の場合	3
4	【目標】 所得 ※1、2	青年等就農計画（※3）に記載されている所得目標（以下「所得目標」という。）が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	1
		所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
		所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	青年等就農計画との整合性 ※1	本補助金の事業内容と青年等就農計画（※3）に記載されている内容の整合性がとれている （内容：導入する機械・施設等の型式、性能、規模、台数等）	3
6	セーフティネット	次のいずれかの収入保険等に加入している （事業実施年度の翌年度まで） ・収入保険 ・収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） ・農業共済 ・野菜価格安定制度 ・経営所得安定対策 ・その他、上記に代わるもの	2
7	スマート	当該年度の本補助金で、「かながわスマート農業・水産業推進プログラム」（令和4年3月神奈川県環境農政局農政部）に掲載されている技術を導入する	2
8	【目標】 スマート※2	「かながわスマート農業・水産業推進プログラム」（令和4年3月神奈川県環境農政局農政部）に掲載されている技術を導入する	2
9	【目標】 みどり 戦略※2	① 『神奈川県「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における慣行レベル』と比較して化学肥料の使用量を5割以上削減する	1
		② 『神奈川県「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における慣行レベル』と比較して節減対象農薬の使用回数を5割以上削減する	1
		③ ①②の両方の場合	2
		④ ③に加え、有機農業を実践する	3
10	【目標】 GAP※2	国際認証GAPを実践する	2
11	【目標】 農福連携※2	障がい者を雇用する、又は障がい福祉サービス事業所・社会福祉法人・障がい者を雇用する企業等と連携した取組を実践する	2
合計（最大）			27

過去に経営発展支援事業又は初期投資促進事業の要望調査で内報を受けたことがない者に対してポイントを加算する。

※1 項目「就農」、「所得」及び「青年等就農計画との整合性」については、要望調査回答時点に満たしている者に対してポイントを加算する。

※2 目標として行う項目（所得、スマート、みどり戦略、GAP及び農福連携）については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※3 認定を受けたもの又は認定の申請が受理され同申請内容で審査予定のもの。